

協議等の場の設置について

鳴門市議会会議規則（昭和四十二年議会規則第一号。以下「会議規則」という。）第一百五十九条第二項により、次のように協議等の場を設置する。

- 一 名 称 議会基本条例の協議の場（以下「協議の場」という。）
- 二 目的 発議第四号鳴門市議会基本条例（平成二十二年第四回定例会提出）の協議について
- 三 構成 員 鳴門市議会議員 二十二人
- 四 招集権者 鳴門市議会議長
- 五 期 間 協議の場は、議会基本条例の審議の終了又は当該協議の場での議長の宣告により消滅する。
- 六 その他の事項 協議の場の運営その他の事項 会議規則第一百五十九条第四項により、議長が別に定める。

平成二十二年十二月二十二日